

傳記であつて、しかも一々が古文書に立脚せる正確なる考證である事が偉とするに足るものであらう。

後編「結城氏小史」は秋田白川の結城家を繼げる當主結城錦一氏の筆に成るもので、鎌倉時代より幕末維新に到る間を各時代に分けて結城氏の活躍を克明に調査された成果であつて、結城氏なる一大名家の全貌を明瞭に見る事が出来るもので、かうした一族の長きに亘る歴史を記したものが稀有である現在に於いては斯界特有の研究として推賞するに足りよう。殊に附稿として結城氏系譜に關する研究が併收されて居るが、これを知らずして結城氏を説くは、舵を執らずして大海を航く船の如きものであつた事を、しみじみと思はしめる。そして錦一氏ならでは余て及ばない研鑽であると思ふ。

更に吾人は最後に收められたる外編の「結城文書とその傳來」

「結城文書による史實の發見」の二篇に一層の敬意を拂ふ。

前者は結城錦一氏の稿する所に係り、結城文書の相傳、傳寫に關する研究で、これによりて從來に知られて居る結城氏關係史料の交錯出入せる事情を充分に知る事が出来ると共に、關係史料の性能をも明かにする事が出来る。後者は史料編纂所の松本周二氏が執筆する所にして、(一)所謂恒長親王の論旨なるものによつて太平記の記事を裏書せる事や、それに署名せる「左中將」は新田義貞に非るべしと斷ぜる事、(二)建武中興崩壞の原因は上層部の奢侈と分裂にある事、(三)所謂春日少將は顯信に非ずして顯國なるべき事、等を立證せるものである。

私は一昨年春なほ淺い頃、武藏野の昔の姿そのまゝに残る浦和の一角に錦一氏の御宅に伺ひ、其の裏藏文書の披見を許された一人であるが、餘りに立派な文書の現存せる事に、寧ろ呆然たる半日を暮した事があつた。さうして錦一氏等の努力によつて此の種研究の近く世に問はるゝ日あるを聞き、其日の實現一日も早からん事を鶴首して居つた。

其の期待は決して無駄ではなかつた。

茲に責任を以て此の書を推賞し得るを悦ぶものである。(浦和市北浦和中山東、結城宗廣事蹟顯彰會發行、定價、四八〇)(中村)

新版タキトウス・ゲルマーニア

田中 秀央 共譯
泉井久之助 校

ゲルマーニ民族の激烈な活動力の奔流は彼等を圍繞する世界の秩序を突き破つて新たな世界を開拓する。古代から中世への轉換がさうであり、近世から現代への現在の轉換現象が又さうである。そもそもゲルマーニ民族とは如何なる民族であつたか、それはひとり西洋史研究者の學問的關心にとどまらず、現代に生きる者みな一般的興味をも惹く問題であらう。所で原始ゲルマーニの研究は無論今に始るのではない。古くは十六世紀——十七世紀にフランスに於いて王權の絕對性に對して貴族の自由を擁護しようとし、その論據を原始ゲルマーニの自由主義に求めんとしたフランソワ・オートマンがあり、十八世紀にはブーランヴェイエ伯、モン

テスキュー、ルソー等あり、十八世紀末のユストウス・メーザー以後今日に至るドイツのゲルマーニの研究家に至つては枚擧に遑がない。十九世紀のドイツ史學の大伴といへずともその重要な一半がゲルマーニ研究に費されたことは否定されない。原始ゲルマーニ研究は今日に於いては最早單に文獻的研究のみでは充分でなく、言語學、考古學、地誌學等の多數の發達した特殊部門の研究の結果を綜合して始めて適正なる把握に至り得るのである。けれどもタキトウスのゲルマーニアが原始ゲルマーニ研究上に占める位置は今日に於いても決して低下してゐない。本書なくては原始ゲルマーニに就いてわれ／＼は今日言ひ得る半分のことと言ひ得ないであらう。まことに原始ゲルマーニ研究家にとつて本書は知識の源泉である。

全篇四十六章、ゲルマーニ諸部族と、彼等の政治・經濟・宗教その他日常生活上の慣習を簡潔な行文で描寫する。われ／＼が原始ゲルマーニに就いて知り度いと思ふことが餘すどころなくこの小著に纏め上げられてゐる。かのカエサルがガリア戰記も若干ゲルマーニに就いて物語る。けれどもこゝでは多數の夾雜物の中からゲルマーニがところどころ、極めて僅かづゝその面貌を露してゐるに過ぎない。ゲルマーニ研究者はその夾雜物の中からゲルマーニを見つけ出す勞苦に堪へないであらう。タキトウスの書はどの頁を繕いてもゲルマーニの生活を彫塑する。ゲルマーニ研究の文獻としてガリア戰記は到底その比でない。

このゲルマーニアがわれ／＼の最も信頼し得る譯者によつて邦

譯を得たることは洵に喜ばしいことである。殊に、譯者にとつて必ずしも専門領域に屬しない附註の勞をとられたことは、ゲルマーニア研究の専門家をも喜ばすであらう。唯一つ氣付いた點を言へば、第二十六章にある「田野は先づ耕作するもの、數に應じて、全體としての郷によつて（郷全體の共有財産として）占有せられ……云々」は原始ゲルマーニアの土地所有關係研究の無二の史料となる所、その解釋なり學說なりは甲論乙駁、種々分れてゐるのであるが、今はドブシュの説の樹立以來は、譯者の解釋とは反對にむしろ土地所有關係を示す典據とされてゐるのである。「郷が全體としてでなく「郷人全體が、」即ち郷のうち土地を所有しない者はなく總てが土地を所得する、といふ意味に解されるのである。勿論譯者の説も一つの學說として有力に主張されたことはあつたけれども、今日では畧々それは克服されてゐると考へられる。再び改訂される機會には一考されんことを希望したい。

本譯書はさきに昭和七年に出版されたもの、今回あらためて譯文に手を加へ附註を訂増して再版されたものである。新刊と言ひ得ないのであるけれども、わが國に於けるゲルマーニア研究に貢獻する所大なるを思ひ敢へて江湖に推薦する所以である。（刀江書院、定價一圓五十錢）（井上）

アラビア思想史

——回教神學と回教哲學——

井筒俊彦 著